



皆様の生活にも関わる、知っているときっと役に立つ情報をお届けします

第11号 令和2年8月 発行



A COLUMN ～記事～

「石川県内出張費無料」～ 今後も続けますよ

先日、ホームセンター時代の先輩の紹介で相続対策の相談を受けました。内容は、相談者の方の御父上・御母上の相続対策を考えてほしいというものでした。

一通り内容をお聞きしましたが、御父上・御母上が有する財産額などはよく分からないということなので、当事者にお会いしたいとお伝えしたところ、能登に家があるとのことなので、私が能登まで伺うことになりました(日程は調整して頂いています)。

ホームページにもありますように、石川県内につきましては出張費は無料で伺いますので、たとどこであろうと石川県内であれば実費も頂かずにご相談にお伺いします。都会であれば、若い方ならリモートで相談を受けるといことも出来そうですが、田舎であり、かつご年配の方なので、リモートで相談を受けるといこともできません(なお、当事務所はリモート相談にも対応しております)。

石川県は、南北に広いので、例えば珠洲市まで行くと片道三時間は掛かります。往復で六時間となると、ほぼ丸一日事務所にはいないこととなります。

出張をすることで上記のようなデメリットも産まれます。しかし、しばらくは石川県内であればどこでも無料で出張をするつもりです。もちろん、このようなサービスを続けるためには、デメリット以上のメリットを産み出さなければ、経営者として失格かもしれません。現状、デメリットを超えるメリットを産み出すことは出来ていませんが、いつかこの出張サービスを続けていて良かったと思えるようになりたいと切に思います。

目の前の利益を得ることも大事ですが、今後の利益のためにあえて今は我慢するということも必要です。将棋の藤井新棋聖ではないですが、何手も先のことを読んで目の前の一手を打つ、これはどのようなことにも必要だと感じます。



EXPLANATION ～解説～

相続放棄～ 被相続人の資産・負債を承継したくないときに

資産や負債を有している方が亡くなると相続人への相続が発生します。被相続人が有していた資産が現預金のみでその現預金が負債を大きく上回っていればよいですが、世の中そのような相続ばかりではありません。中には、借金などの負債が資産を大きく上回っていることもあります。そのようなときに、相続人が考慮すべきなのが相続放棄です。

相続が起きた場合、相続人が選択できるものは、①単純承認、②限定承認、③相続放棄の3つです。単純承認とは、その名の通り、単純に相続をすということです。つまり、相続人が被相続人が有していた資産・負債の全てを相続するということとなります。

次に限定承認とは、簡単に言うと被相続人が有していた資産の範囲で負債を承継するという事です。限定承認をする際には、相続人全員が限定承認をする必要がありますので、相続人のうち一人でも限定承認に反対をしたら、限定承認は出来ないこととなります。

1. 相続放棄とは？

相続放棄とは、家庭裁判所に申立をして相続放棄が認められることにより「最初から相続人でなかった」として扱われる手続きです。相続放棄は、限定承認と異なり、各相続人が単独で行うことができます。家庭裁判所へ相続放棄の申立をして相続放棄受理通知書が届いたら、晴れて相続放棄が認められたこととなります。それ以降は、たとえ債権者から支払督促などが来ても支払う必要はありません。

相続放棄(限定承認も同様です)を行う期限は、相続人が**相続の開始を知った時**から3か月以内です。この期間を過ぎると、基本的に相続放棄は認められません。この3か月の起算点は、相続が起こった時ではなく、相続人が相続の開始を知った時です。相続人が相続が開始したことを知らなければ、相続放棄の期間は経過しないこととなります。

相続人が未成年者や成年被後見人の場合は、**法定代理人**が代理で家庭裁判所に申立てることになり、3か月の期間の起算点も、相続人が相続の開始を知った時ではなく、法定代理人が相続の開始を知った時となります。

なお、相続放棄は限定承認と異なり、各相続人が単独で行うことができます。

2. 全ての子が相続放棄をした場合

相続が起こった場合、第一順位の相続人となるのは、被相続人の子です。では、被相続人の子が全員相続放棄をしたらどうなるかという、第二順位の相続人(被相続人の親)に相続権が移ることになります。相続放棄をすると最初から相続人ではなかったことになるので、次順位相続人に相続権が移ることになるのです。第二順位の相続人が相続放棄をしたら、第三順位の相続人(被相続人の兄弟姉妹)に相続権が移ります。

第三順位の相続人も相続放棄をしたら、**相続人不存在**となります。

3. 相続放棄と消滅時効の援用

被相続人の借金が多いときに相続放棄が行われることが多いですが、借金を帳消しにする制度として消滅時効の援用というものもあります。詳しくは、またどこかで解説をしたいと思いますが、消滅時効の援用が認められると、もう借金を返済しなくてよくなり、資産はそのまま相続出来るので、ある意味相続放棄より便利な制度であるとも言えます。

しかし、大きな注意点があります。消滅時効の援用をしたものの、消滅時効が完成しておらず、認められなかった場合、**相続放棄は出来ない**こととなります。消滅時効を援用するということは、債務の存在を認めることとなるため、このようなことが生じます。

ご不明な点がございましたら当事務所へお問い合わせください。

司法書士・税理士・行政書士久田事務所

司法書士・税理士・行政書士

久田事務所

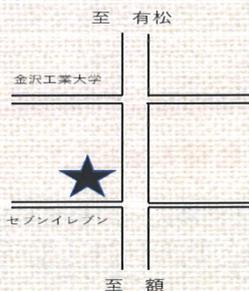
〒921-8812

野々市市扇が丘9番20号

扇が丘ビル106

TEL : (076) 227-8019

FAX : (076) 227-8061



〈業務内容〉

不動産登記	成年後見
相続手続	裁判書類作成
遺言作成	破産
商業登記	債務整理
定款認証	

当事務所では、随時「**登記・相続・債務整理の無料相談**」を実施しています
当事務所への質問・業務依頼・相談予約は電話又はメールでお願いします

☑ info@hisada-office.jp

<http://www.hisada-office.jp/>